(趣旨)

第1条 この規則は、綾瀬市立学校に勤務する教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する教育職員をいう。)(以下単に「教育職員」という。)の業務量の適切な管理等について必要な事項を定めるものとする。

(業務量の管理)

- 第2条 綾瀬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、教育職員が業務を行う時間(法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。)から所定の勤務時間(法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間(以下「時間外在校等時間」という。)を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。
 - (1) 1か月において45時間
 - (2) 1年において360時間
- 2 前項の場合において、通常予見することのできない児童生徒等に係る業務の大幅 な増加等により、教育職員が一時的に前項各号に掲げる時間を超えて業務を行わざ るを得ない場合には、教育委員会は、当該教育職員の時間外在校等時間を次の各号 に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行うもの とする。
 - (1) 1か月において100時間未満
 - (2) 1年において720時間
 - (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超えて業務を行う月数について6か月
- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。